

小学校就学前の児童を 対象とした 多様な集団活動事業の 利用を支援します

小学校就学前の児童を対象とした多様な集団活動について、市の定める基準に適合した施設の利用料の一部を助成します。

次の要件をすべて満たす方は、対象幼児1人あたり月額上限2万円を支給します。

対▽満3歳以上の小学校就学前の児童の保護者で、市の定める基準に適合した施設を利用し、利用時間が1日4時間以上8時間未満、利用日数が週5日以上および年間39週以上である家庭▽認可保育所、特定地域型保育施設、認定こども園、企業主導型保育事業

を利用していない家庭▽子育てのための施設等利用給付（無償化給付）を受給していない家庭

他詳細は、市ホームページをご覧ください。お問い合わせください。利用者が給付を受けるためには、多様な集団活動の実施者が本事業の対象施設等となることを市に申請し、対象施設として決定を受けている必要があります。

申申請書類を郵送または直接、保育課係係（〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9846）へ

都営住宅の入居者募集

募集内容▽家族向け・単身者向け（抽選方式）

申込書配布期間5月7日

（火）～15日（水）

申込書配布場所等まちづくり推進課（市役所第二庁舎5階）、市役所第二庁舎1階受付、管財課（市役所本庁舎1階）、施設管理室（同1階）、夜間・休日のみ、東京都住宅供給公社ホームページ

募集内容、申込資格等詳しくは、「都営住宅入居者募集のご案内」をご覧ください。

5月21日（必着）までに、郵送でJ K K東京都営住宅募集センターへ※オンラインでも申込可。詳細は同公社ホームページ参照

J K K東京都営住宅募集センター（☎0570-010-810）5月7日～21日 <https://www.to-kousya.or.jp/>、市まちづくり推進課住宅係（☎042-387-9861）

自転車用ヘルメットの助成

自転車乗車時の交通事故による頭部のけがを防止・軽減するため、市が指定する事業協力店において、SGマーク等の安全基準マーク付きのヘルメットの購入費用を一部助成しています。

令和7年3月31日（月）まで

令和5年度に助成を受けていない市民の方

助成数3千個（申込順。上限に達した時点で終了）

助成上限1人1個、1回まで。2千円を上限に割引

事業協力店市ホームページで確認ください

協力店に備え付けの購入助成申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、ヘルメットを使

用する方の住所が記載してある本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）を購入時に提示してください

交通対策課交通対策係（☎042-387-9850）



市ホームページ

自転車安全利用

TOKYOキャンペーン5月1日（水）～31日（金）

自転車に関する事故が多くなっています。自転車安全利用五則を守り、安全運転を心掛けましょう。

【自転車安全利用五則】

- ▽車道が原則、左側を通行
- ▽歩道は例外、歩行者を優先
- ▽交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ▽夜間はライトを点灯

▽飲酒運転は禁止

▽ヘルメットを着用

【自転車歩道通行できるのは】

▽「歩道通行可」の標識があるとき

▽13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者

▽身体障がい者の方

▽歩道通行することがやむを得ない場合

市交通対策課交通対策係（☎042-387-9850）、小金井警察署（☎042-381-0110）

下水道施設の調査および清掃を実施

市内の一部地域の下水道管の調査と雨水ますの清掃を実施します。

作業員は、市が発行する身分証明書を携帯し、腕章を着用しています。ご理解・ご協力をお願いします。

作業期間5月下旬～令和7

下水道事業会計における過年度消費税および地方消費税の修正申告に伴う延滞税の納付

市の下水道事業会計（令和元年度までは下水道事業特別会計）が毎年納付している消費税および地方消費税について、納付税額が6,785万8,900円不足していることが判明したため、令和5年12月22日に修正申告を行うとともに不足税額を納付しました。

これに伴い、延滞税として152万1,200円が課され、3月28日に納付しました。

この度は、市民の皆さんにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問下水道課業務設備係（☎042-387-9828）



市ホームページ

国民年金 追納制度をご存じですか

過去に保険料の全額または一部免除、学生納付特例制度や猶予制度の承認を受けた期間のある方は、10年以内であれば保険料をさかのぼって納めること（追納）ができます。

将来受け取る年金額を増額するためにも、追納制度をご利用ください。

なお、学生納付特例等を受けた年度から

起算して、3年度目以降に追納する場合には、経過期間に応じて一定の加算額が上乘せられます。（下表）

納めることができるようになったときは、できるだけ早く追納することをお勧めします。

問保険年金課国民年金係（☎042-387-9844）

国民年金保険料追納額等（令和6年度）（月額）

年度	免除等承認当時の保険料	免除の種類 追納額			
		全額免除 若年者納付猶予 学生納付特例	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成26年度	15,250円	15,460円	11,600円	7,730円	3,860円
平成27年度	15,590円	15,790円	11,840円	7,890円	3,950円
平成28年度	16,260円	16,460円	12,340円	8,230円	4,110円
平成29年度	16,490円	16,670円	12,510円	8,330円	4,170円
平成30年度	16,340円	16,500円	12,370円	8,250円	4,120円
令和元年度	16,410円	16,560円	12,420円	8,270円	4,140円
令和2年度	16,540円	16,670円	12,500円	8,340円	4,160円
令和3年度	16,610円	16,710円	12,530円	8,350円	4,170円
令和4年度	16,590円	16,590円	12,440円	8,290円	4,150円
令和5年度	16,520円	16,520円	12,390円	8,260円	4,130円

※令和4年度・5年度は、加算額はありせん

年2月

問下水道課工務維持係（☎042-387-9856）

国民健康保険―職場の健康保険に加入したとき

国民健康保険被保険者が職場の健康保険に加入したときは、14日以内に喪失の届け出が必要になります。

本人または世帯主の方は、職場の健康保険証と国民健康保険証の両方を持って届け出をしてください。

また、休日窓口でも手続きができますので、ご利用ください。

なお、郵送でも届け出ができますので、

職場の保険証の写しと国民健康保険証の両方を郵送してください。



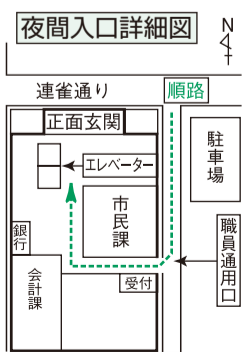
問保険年金課国民健康保険係（〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9833）

夜間納税窓口を開設

時5月13日（月）～15日（水）いずれも午後8時まで

問納税課（市役所第二庁舎3階）※東側職員通用口から入

り、エレベーターをご利用ください



市・都民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

※事情により一度に納めることが困難な方は、ご相談ください

問納税課納税係（☎042-387-9823）